

令和5年度

【東京都】既存住宅における省エネ改修促進事業 (災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業)

申請期間	令和5年6月30日～ 令和10年3月31日
執行団体	公益財団法人 東京都環境公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター (クール・ネット東京)

窓

ドア

の断熱改修、

断熱材

の設置

に対する補助金!



都内の住宅（戸建・集合住宅）限定!

助成対象者

住宅の所有者（個人又は法人）、管理組合、リース事業者

助成率と上限額

以下(1)(2)のいずれか小さい方の額

(1) 助成率：助成対象経費 × 1/3

(2) 上限額：以下①②のいずれか小さい方の額

		[1] 高断熱窓	[2] 高断熱ドア	[3] 断熱材	
①*	戸建住宅	100万円	16万円	24万円	
	集合住宅	100万円	16万円	24万円	
②	国からの補助金と併給する場合	先進的窓リノベ以外 (助成対象経費×2/3) -(本事業と重複する国補助金の額)	先進的窓リノベ (助成対象経費×5/6) -(本事業と重複する国補助金の額)	(助成対象経費×5/6) -(本事業と重複する国補助金の額)	(助成対象経費×2/3) -(本事業と重複する国補助金の額)

※戸建住宅・集合住宅ともに1住戸あたりの上限額

本資料は申請の手引きの概要をまとめたものです。必ず手引き等をご確認下さい。

補助金名称	【東京都】令和5年度 既存住宅における省エネ改修促進事業 (災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業)				
交付申請期間	【事前申込】令和5年5月29日～ 【交付申請】令和5年6月30日～令和10年3月31日				
事業概要	都内にある既存住宅に設置されている窓・ドアの断熱改修、及び断熱材を設置する方に対して、その経費の一部を助成				
助成対象者	住宅の所有者(個人又は法人)、管理組合、リース事業者※ ※リース事業者については、住宅の所有者又は管理組合と共同で申請を行う場合に限る				
助成対象事業 (P10)	助成対象者	住宅区分			
		戸建住宅	集合住宅(個別)	集合住宅(全体)	
	①住宅の所有者※	○	○	○	
	②管理組合の代表者	—	—	○	
	③リース事業者	○	○	○	
※賃貸住宅も含む					
申請要件	①住宅の所有者	(1)申請者が所有する住宅であること。 (2)専用住宅であること。1つの部屋を店舗用と居住用の2つの用途で兼用している場合、その部屋は対象外。			
	②管理組合の代表者	①(2)に同じ。			
	③リース事業者	(1)対象設備の所有者であるリース事業者は、住宅の所有者又は管理組合と共同で申請すること。 (2)助成対象となる一連の工事全てがリース対象として一括で契約されていること。 (3)リース料金から本事業にて交付される助成金に相当する額を減額すること。 (4)リース期間は原則、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定められた耐用年数以上とすること。 当該耐用年数を下回る契約である場合は、リース契約の更新又はリース期間終了後に申請者へ所有権移転が行われる契約とする等、当該耐用年数が終了するまでの間は、対象設備が維持管理されるようにしなければならない。			
助成対象設備 (P4～5)	以下の要件を全て満たすもの (1)未使用品であること (2)都内の住宅に新規に設置されたものであること (3)高断熱窓は、国の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(断熱リフォームに係る支援事業に限る。)及び脱炭素化産業成長促進対策費補助金(先進的窓リノベ事業に限る。)において、補助対象となる製品として登録されている窓及びガラスであること (4)高断熱ドアは東京ゼロエミ住宅指針 第3 2(1)の表1のドアの要件である熱貫流率が3.49W/(㎡・K)以下のドアであること (5)断熱材は、国の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(断熱リフォームに係る支援事業に限る。)において、補助対象となる製品として登録されていること ※既存窓以外の新設する窓等も助成対象				
設置要件	<p>[1]高断熱窓 ▶1つ以上の居室において、全ての窓について、高断熱窓を設置すること(外気に接する窓のみ) ※上記を満たした上で、その他の部屋等の改修を同時に行う場合は、その他の部屋等の窓は1枚以上の改修で構わない ▶天窓の改修は設置要件ではないが、助成対象となる</p> <p>[2]高断熱ドア ▶外気に接するドアについて、高断熱ドアを設置すること ▶設置する枚数に上限はない</p> <p>[3]断熱材 ▶1つ以上の居室において、全ての部分について、断熱材を設置すること ※1居室の全ての断熱材改修を行うと同時に、その他の部屋等の改修を行う場合、その他の部屋等の外気に接する全ての部分について、断熱材を設置すること</p>				
助成対象経費	材料費、工事費				
助成率と 上限額 (P16～18)	以下(1)(2)のいずれか小さい方の額				
	(1)助成率：助成対象経費×1/3				
	(2)上限額：以下①②のいずれか小さい方の額				
			[1]高断熱窓	[2]高断熱ドア	[3]断熱材
①※	戸建住宅	100万円	16万円	24万円	
	集合住宅	100万円	16万円	24万円	
②	国からの補助金と併給する場合	先進的窓リノベ以外 (助成対象経費×2/3)－ (本事業と重複する国補助金の額)	先進的窓リノベ (助成対象経費×5/6)－ (本事業と重複する国補助金の額)	(助成対象経費×5/6)－ (本事業と重複する国補助金の額)	(助成対象経費×2/3)－ (本事業と重複する国補助金の額)
		※戸建住宅・集合住宅ともに1住戸あたりの上限額			
事業の流れ (P2)	1. 事前申込	▶契約前に行うこと			
	2. 契約締結・工事開始	▶事前申込受付通知受領後に行うこと			
	3. 交付申請 兼実績報告	▶手続代行可 ▶交付申請受付期限：以下①、②のいずれか早い日まで ①事前申込有効期限(受付日から1年) ②令和10年3月31日(17時必着)			
	4. 交付決定、助成金支払				
問い合わせ先	公益財団法人 東京都環境公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京) 既存住宅における省エネ改修促進事業担当 【TEL】03-6659-3408 【受付時間】平日 9時～17時				
ホームページ	https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/ene_reform				

※()内の数字は、手引きの該当ページ